

株主名簿閲覧・謄写請求権の一考察

菅 原 貴 与 志

- 一 はじめに
- 二 総 説
- 三 請求の理由と正当な目的
- 四 請求拒絶事由の解釈論
- 五 最近の裁判例の研究
- 六 実務上の留意点
- 七 おわりに

一 はじめに

会社法一二五条二項は株主名簿の閲覧・謄写請求権を定め、同条三項にはその拒絶事由を列举する。これら拒絶事由の明文規定は、平成一七年改正前商法（以下、「旧商法」という。）には存在しなかったものであり、従前はもっぱら解釈に委ねられてきた部分であった。しかるに、会社法一二五条三項に列举された事由は、会計帳簿等

の閲覧・謄写請求の拒絶事由と同様である（会社法四三三条二項）。

同一法令中の同一文理は、同一に解釈すべきことが法解釈の原則のはずである。しかしながら、競業者に対する拒絶事由の当否については、会計帳簿等と株主名簿の場合で、結論の異なる下級審裁判例が最近出されている（東京地判平成一九年九月二〇日判時一九八五号一四〇頁、東京高決平成二〇年六月二二日金判一二九五号一二頁）。

特に近年では、委任状勧誘合戦（proxy fight）に際し、株主側から株主名簿の閲覧・謄写請求がなされる事例も増加しているため、その解釈は実務的にも重要な論点であると思われる。

そこで、本稿では、株主名簿の閲覧・謄写請求権の制度趣旨を概観したうえで、請求理由の明示と記載内容を具体的に検討する。また、競業者に対する拒絶事由を定めた会社法一二五条三項三号の解釈について、最近の裁判例も踏まえながら、株主名簿と会計帳簿の異同等の側面から考察したい。併せて、株主名簿の閲覧・謄写請求に際しての実務上の留意点と個人情報保護との関連にも触れることとする。

二 総 説

1 規定の概要と制度趣旨

株主および債権者は、株式会社の営業時間内はいつでも、株主名簿の閲覧または謄写を請求することができる（会社法一二五条二項）。この権利は、単独株主権であるから、一株しか保有していない株主にも認められ、また、株式保有期間要件もない。

旧商法は、同法二六三条一項において、定款や社債原簿等とともに株主名簿を列挙し、会社はその備置きを義務づけ、また、同条二項でこれらの閲覧・謄写請求権を定めていた。この点、会社法では、帳簿ごとにその根拠

を明らかにするという観点から、同法一二五条に株主名簿のみを対象とした規定を設け、同条二項にその閲覧・謄写請求権の根拠規定を置いている。⁽¹⁾

株主名簿の閲覧・謄写請求権の制度趣旨は、直接的には株主の保護を図るとともに、株主構成等の会社の状況を株主に監視させることにより、間接的には会社の利益を保護しようとするものである。⁽²⁾

2 米国法における株主名簿の閲覧権

米国コモン・ロー上、株主には、その誠実な判断において、会社のためにもしくは自己のために必要な合理的な理由があるときは、当然会社の帳簿・記録を閲覧する権利が認められてきた⁽³⁾⁽⁴⁾ (shareholder's right of inspection)。株主の帳簿等の閲覧権が認められたのは、株主が会社に経済的な利害関係を有するため、その利益を保護しようとしたからである。

米国のいくつかの州会社法においても、この株主の閲覧権が規定されている。⁽⁵⁾ 多くの州法が定める閲覧権は、各種議事録 (minutes)、会計帳簿 (books of account)、附属定款 (by-laws)、株主名簿 (record of shareholders, shareholders list, stock register) 等、会社の記録一般に及んでいる。⁽⁶⁾

なお、米国法において、株主閲覧権の許否の基準となるのは、正当な目的 (proper purpose) である⁽⁷⁾ (後記三2)。⁽⁷⁾ ここでいう正当な目的とは、株主としての利益に合理的な関連性を有する目的を意味し、たとえば、持株の株価を算定する目的、利益減少の原因を探る目的、経営の過誤や警戒すべき取引の有無を確認する目的等が正当なものとされている。⁽⁸⁾

(1) 志谷匡史『逐条解説会社法二巻(株式・一)』(二〇〇八)二〇五頁。

- (2) 山口幸五郎『新版注釈会社法(六)』(一九八七)二〇〇頁、小林健二『新訂版』実務相談株式会社法一(一九九二)九六七頁、大判昭和八年五月一八日法学二号一四九〇頁参照。
- (3) Robert W. Hamilton, *The Law of Corporation* (5th ed., 2000), West Group, at pp. 599-608. 和座一清「アメリカ法に於ける株主の帳簿・書類の閲覧権(上)(中)(下)」金沢法学一卷一号六〇頁・同二号一八一頁・二卷二号一五四頁、木俣由美「株主名簿の閲覧と株主情報の保護」商事法務一七一〇号七九頁。
- (4) 英国二〇〇六年会社法一一六条四項では、株主のみならず、他の者も情報の使用目的等を示して株主名簿の閲覧・謄写を請求できる旨が規定されている。英・独の状況につき、吉川信将「判解」法研八二卷四号一六九頁。
- (5) 米国における株主の帳簿閲覧権を規定したものととして、カリフォルニア州会社法一六〇〇条、デラウェア州会社法二二〇条、ニューヨーク州会社法六二四条、改正アメリカ模範会社法一六・〇二条等。
- (6) 改正アメリカ模範会社法一六・〇二条(b)項参照。Hamilton・前掲(3) pp. 602.
- (7) 株主は経営責任を問われることがなく、広範な義務を負担しているわけでもないため、株主閲覧権の行使は、取締役のそれと比較して、正当な目的のためにのみ認められ、それ以外の場合には制限される。Hamilton・前掲(3) pp. 599.
- (8) Hamilton・前掲(3) pp. 604.

三 請求の理由と正当な目的

1 請求理由の明示

株主等が株主名簿の閲覧・謄写を請求する場合には、請求の理由を明らかにする必要がある(会社法一二五条二項後段)。旧商法では、このような請求理由を明らかにすべき旨の明文規定はなく、請求者が請求理由を主張立証する必要はないと解釈されてきた。

ただし、株主名簿の閲覧・謄写請求権は、株主等に株主構成等を監視させることにより、間接的に会社の利益を保護しようとするものであるから、その請求には、正当な目的が必要である。

2 米国法における「正当な目的」

この点、米国法において、株主が閲覧権を行使するためには、正当な目的を要件としている。⁽⁹⁾

たとえば、委任状勧誘合戦の開始、経営の過誤 (mismanagement) の公表、代表訴訟 (derivative suit) や会社経営陣の提案について検討するために他の株主と連絡をとること、他の株主に株式購入の意思を伝えることなどは、通常、株主名簿の閲覧に正当な目的があると判断される。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾ なお、米国の裁判例では、他の帳簿・記録類と比較して、株主名簿の閲覧を認めることに寛容な傾向があるといわれている。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

3 請求理由の記載内容

わが国においても、旧商法の下、会社は、正当な目的が認められない請求を拒否できると解釈されてきた（民法一条二項・三項参照）。判例によれば、この場合、会社の側が請求者の不当な目的を立証しなければならないとされている。⁽¹⁴⁾

したがって、株主名簿の閲覧・謄写が請求された場合、会社の側としては、これが正当な目的によるものか否か（すなわち後述する会社法一二五条三項所定の請求拒絶事由の有無）を判断する必要がある。また、安易に株主等による株主名簿の閲覧が認められれば、たとえば、嫌がらせやダイレクト・メールへの利用など、他の株主の個人情報に関する権利・利益が侵害される危険性も否定できない。そこで、株主等が株主名簿の閲覧・謄写を請求するためには、単に「株主の権利を確保するため」といった記載では不十分であり、会社が、請求の理由をみて、

不当な目的に基づく濫用的なものでないことが判断できる程度に、理由を具体的に記載しなければならないと解すべきである（後記六・一参照¹⁵⁾）。

株主名簿の閲覧・謄写請求権の行使は、実務上、委任状勧誘を行うに不可欠の前提行為となっている。特に最近では、株主提案権を行使した場合のみならず、単に会社提案に反対する場合にも、委任状勧誘合戦が行われる傾向があり、株主名簿の閲覧・謄写請求への対応が会社実務の重要課題といえよう。このように委任状勧誘を行い、その賛同者を募る場合には、その旨を請求の理由に記載することが求められる。

- (9) たとえば、デラウェア州会社法二二〇条 (b) 項、改正アメリカ模範会社法一六・〇二条 (c) 項 (1) 号。
- (10) Mahoney, *The Active Shareholder* (1993), 208.
- (11) 買収防衛策の適法性を判断するに際し、委任状勧誘合戦の途が確保されていることを重視する判例として、U-nirin, Inc. v. American General Corp., 651 A 2d 1361 (Del. Supr., 1995) 等がある。
- (12) Hamilton・前掲 (c) pp. 607.
- (13) デラウェア州会社法二二〇条 (c) 項では、株主名簿・株式原簿を除く帳簿類の閲覧請求について、株主の側が正当目的の立証責任を負うとしており (Where the stockholder seeks to inspect the corporation's books and records, other than its stock ledger or list of stockholders, he shall first establish (1) that he has complied with this section respecting the form and manner of making demand for inspection of such documents; and (2) that the inspection he seeks is for a proper purpose.) その反対解釈から、株主名簿については、会社側が不当な目的の立証責任を負うものと考えられる。
- (14) 大判昭和一〇年五月三一日法学五卷一一一頁、最判平成二年四月一七日判時一三八〇号一三六頁。この点、関俊彦『会社法概論(全訂版)』(二〇〇七) 八七頁は、株主が請求目的を正確に申し立てるとは限らないから、だれが目的の正当性を立証・疎明するかが問題となるが、請求を拒否する会社側にその不当性を疎明する責任があるとする。

れる。

(15) 松山遙『敵対的株主提案とプロキシファイト』(二〇〇七)一七六頁によれば、①株主総会において発言権を増やすように意見を同じくする同志を募るため、②少数株主権行使の要件を充足するように同志を募るため、といった事情を明示する必要があるとする。

四 請求拒絶事由の解釈論

1 会社法一二五条三項の制度趣旨

株主名簿の閲覧・謄写請求の拒絶事由は、旧商法に明文規定がなく、新たに会社法一二五条三項として定められたものである。すなわち、同項は、株主名簿の閲覧・謄写請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができないと規定する。⁽¹⁶⁾

- ① 請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
- ② 請求者が会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき
- ③ 請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき⁽¹⁷⁾
- ④ 請求者が株主名簿の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したとき
- ⑤ 請求者が過去二年以内において、株主名簿の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

会社法一二五条三項に列挙された事由は、旧商法にも規定が存在した会計帳簿等の閲覧・謄写請求の拒絶事由と同じであり(旧商法二九三条ノ七、会社法四三三条二項)、両請求権を同様の規律に置くものとも解される。⁽¹⁸⁾ また、

前記三三のとおり、会社法では、株主等に対して請求理由の明示を義務づけており（会社法一二五条二項後段）、会社側としては、その理由を手がかりに拒絶事由の有無を判断する必要がある。

立法担当者は、これら拒絶事由を規定した趣旨について、いわゆる名簿屋が名簿の入手により経済的な利益を得るために利用している弊害を指摘するほか、プライバシー保護の観点からの問題も指摘されていると説明する⁽¹⁹⁾。思うに、株主名簿の閲覧・謄写請求には正当な目的が必要であるところ、請求者が「その権利の確保または行使に関する調査以外の目的」や「会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的」で請求を行った場合には（会社法一二五条三項一号・二号）、正当な目的を欠いており、かかる請求は認められない。また、「株主名簿の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報」する場合は（会社法一二五条三項四号・五号）、まさしく名簿の入手を経済的な利益獲得に利用する弊害が認められるから、不当な目的に基づくものとして、その請求を拒絶すべきである。

2 競業者に対する拒絶事由の当否

会社法一二五条三項一号・二号・四号・五号の解釈に対し、同項三号の「会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき」まで、会計帳簿等の閲覧・謄写請求の拒絶事由と同一の規律とすべきであったかについては（旧商法二九三条ノ七第三号、会社法四三三条二項三号参照）、大いに疑問である⁽²⁰⁾。すなわち、同項の文理を形式的に適用すると、競業者（competitor of the corporation）からの株主名簿の閲覧・謄写の請求であるならば、常に会社はこれを拒絶できるかのようにも読めるのであるが、以下のとおり、かかる解釈には合理性がない⁽²²⁾。

(一) 株主名簿と会計帳簿との異同

会計帳簿等の場合には、重要な営業秘密ないし企業機密等が含まれている可能性が高いから、競業者に対し、会計帳簿やその関連資料の閲覧・謄写を許せば、会社の利益が害される危険性がきわめて大きい。⁽²³⁾たとえば、会計帳簿の関連資料には、製品の原価、原材料の仕入先、販売先等が記載されているから、競業者がこれらの情報を知れば、仕入先や販売先を奪われるなど、会社の利益が害されることが想定される。会社法四三三条二項三号は、こうした会社の不利益を防止するため、請求者が会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるときを、閲覧・謄写請求の拒絶事由と定めたものである。

これに対して、そもそも株主名簿の記載事項とは、①株主の氏名・住所、②有する株式数、③株式の取得日等であつて（会社法一二一条）、これらを閲覧・謄写して得られる情報は、基本的には会社の営業秘密ないし企業機密に該当するものとは評価し得ない。⁽²⁴⁾したがって、たとえ競業者が株主名簿の記載事項を取得したとしても、こうした情報を利用することによって、会社の利益が害されるというような事態が生じるとは想定し難い。⁽²⁵⁾要するに、企業の機密という観点からすれば、会計帳簿等と株主名簿では、そこに含まれる情報の質・量ともに異なるのであつて、競業者の利用による会社損害発生の可能性にも大きな差があるというべきなのである。

(二) 株主名簿閲覧の現代的意義

立法担当者は、拒絶事由を法定した趣旨の一つとして、プライバシー保護の観点を挙げるが、会社法一二五条三項三号に関する限り、それは論拠にならない。プライバシーないし個人情報保護の権利・利益の保護は、本来、同項二号・三号・四号・五号の適用によって図られるものであるし、また、仮にプライバシー保護を強調するとしても、それが競業者に対する場合のみに限定される理由はないからである（後記六・二参照）。⁽²⁶⁾

また、株主名簿の閲覧・謄写請求権の行使は、委任状勧誘を行うに不可欠の前提行為である。特に最近では、株主提案権を行使した場合のみならず、単に会社提案に反対する場合にも、委任状の勧誘が行われる傾向が認め

られる。かかる観点から、株主権における株主名簿の閲覧・謄写請求権の重要性については再認識する必要がある。会社経営陣と少数派株主との間に経営方針をめぐる争いが発生し、または、株主が経営の過誤を正そうとした場合、かかる株主の意思を会社経営に反映し、会社・株主間の争いを解決するためには、委任状勧誘合戦がきわめて重要な方策である事実を見逃してはならない。

(三) 小 括

以上より、競争関係にある事業者による株主名簿の閲覧・謄写請求に際しては、会社法一二五条三項三号の文理を形式的に適用し、安易に拒絶事由を肯定すべきではないと解する。⁽²⁷⁾ その意味において、後掲の東京高決平成二〇年六月一二日は、請求者に拒絶事由の立証責任を転換することによって、会社法一二五条三項三号の形式的な適用を制限しようとしたものであり、その論理の正否はともかく、結論においては妥当なものを含んでいると思われる(後記五4)。

(16) 正当な理由がないのに、株主名簿の閲覧・謄写請求を拒んだときは、取締役等に一〇〇万円以下の過料の制裁が課される(会社法九七六条四号)。

(17) 請求者と会社の実質的な競争関係の認定に際しては、当該請求者のみならずその親会社も含まれる。東京地決平成一九年六月一五日資料版商事法務二八〇号二二〇頁(後記五一)。

(18) 会計帳簿等の閲覧・謄写請求に対する拒絶事由を定めた旧商法二九三条ノ七の趣旨は、株主名簿についても等しく妥当すると判示した裁判例として、東京高判昭和六二年一月三〇日資料版商事法務四六号二三頁。また、株主名簿の閲覧・謄写請求の拒絶事由の解釈につき、旧商法二九三条ノ七の趣旨を斟酌したものととして、前掲(17)・東京地決平成一九年六月一五日。

(19) 相澤哲・岩崎友彦「新会社法の解説(五) 株式(総則・株主名簿・株式の譲渡等)」商事法務一七三九号四三頁、

相澤哲編著『一問一答 新・会社法』(二〇〇五) 六七頁。

(20) 同項三号の踏襲を批判するものとして、江頭憲治郎『株主に勝つ 株主が勝つ』(二〇〇八) 三九頁、稲葉威雄「会社法の論点解明 (一〇)」『民事法情報』二五号四三頁、正井章作「判批」金判一二九四号五頁。

(21) ちなみに、「会社法制の現代化に関する要綱」では、会社法一二五条三項に列挙する拒絶事由のうち、一号・四号・五号のみを規定するとされており(同要綱第二部第四の五の(五))、同項三号は、立法の最終段階に至って初めて規定されたものである。

(22) 平出慶道「判解」ジュリ九九二号一四二頁、弥永真生「判解」ジュリ一三六一号一四七頁。この点、Hamilton・前掲(3) pp. 605 は、米国法の解釈として、閲覧を請求する株主が競業者であるからといって、その請求が直ちに不当であると解することはできないとする。

(23) 和座一清『新版注釈会社法(九)』(一九八八) 二二二頁。かかる濫用の抑止のため、会計帳簿等の閲覧・謄写請求権は、総株主の議決権の一〇〇分の三以上、または、発行済株式の一〇〇分の三以上(ともに、定款による要件の緩和は可能)を有する株主でなければ行使できない少数株主権とされている(旧商法二九三条ノ六、会社法四三三条一項)。

(24) 不正競争防止法上の営業秘密とは、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の三要件を充足した情報であるが(同法二条六項)、株主名簿の記載事項は、事業活動に有用な技術上・営業上の情報とはいえないため、有用性の要件を欠き、営業秘密に該当しない。

(25) たとえば、株主名簿の閲覧により、競業者の取引先の当該会社に対する出資関係が明らかになれば、取引先を奪われるなどの不利益が生じ得るといえないではないであろう。しかし、実務的な経験則上、それが競業者に利用されて会社利益が害されたなどといった例は寡聞にして知らない。

(26) この点に関し、吉川・前掲(4) 一六三頁は、共同体またはその構成員のために構成員が他の構成員が誰かを知り意思疎通を図ることを可能にするという株主名簿の閲覧・謄写請求権本来の機能の確保のほうを優先すべきであるとする。

(27) 新谷勝「判批」金判一二九七号九頁は、会社法一二五条三項三号を形式的に適用すると、真摯に提携・統合を検

討している競業者の請求は拒絶され、逆に、企業買収ファンドが単なる利鞘稼ぎを目的として閲覧・謄写請求することは拒絶されないという不合理な結果にもなりかねないと指摘する。

五 最近の裁判例の研究

株主名簿の閲覧・謄写請求の拒絶事由に関しては、参考となるべき最近の裁判例がいくつかあるため、以下でこれらを検討したい。

1 東京地決平成一九年六月一五日資料版商事法務二八〇号二二〇頁(テオーシー事件)

本件は、株主であるダヴィンチ・アドバイザーズ社(不動産投資顧問事業、債権者)が、テオーシー社(不動産賃貸業、債務者)に対し、債務者の株主に対して債権者の行った公開買付けへの応募を呼びかけるために、債務者の株主名簿に記載されている株主の氏名・名称および住所等を把握することを目的として、本件株主名簿の閲覧・謄写を求める仮処分申請をしたところ、債務者が会社法一二五条三項一号・同三号所定の拒絶事由があるとして被保全権利の存在を争ったものである。

本決定では、会社法一二五条三項三号の趣旨は、他の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名等の詳細を把握されると、競業に利用されて会社の利益を害するおそれがあるから、これを防止することにあると解されるとして、債権者(株主)の株主名簿の閲覧・謄写請求を拒絶した債務者(会社)側の判断を承認した。

2 東京地決平成二〇年五月一五日資料版商事法務二九二号九一頁(日本ハウズینگ事件原決定)

本件は、日本ハウズイングの株主である原弘産が（いずれも不動産の売買・賃貸、マンション管理等を業務としている）、日本ハウズイングの株主総会において原弘産の行う株主提案についての委任状勧誘を行うため、日本ハウズイングの株主名簿に記載・記録されている株主の氏名・名称および住所等を把握することを目的として、株主名簿を閲覧・謄写させることを求めたが、会社法一二五条三項三号を盾に拒否されたものである。

そこで、原弘産は、株主名簿の閲覧・謄写の仮処分を申し立てたが、原決定（東京地決平成二〇年五月二五日）は、原弘産と日本ハウズイングが実質的に競争関係にある事業を営むものであるから、日本ハウズイングの拒絶には理由があるなどとして、原弘産の申立てを却下した。

3 東京高決平成二〇年六月一二日金判一二九五号一二頁・資料版商事法務二九二号九一頁（日本ハウズイング事件抗告決定）

本件は、前記2の原決定を不服とした原弘産が申し立てたものである。

これに対して、東京高裁は、原決定を取り消し、次のとおり、日本ハウズイングに株主名簿の閲覧・謄写を命ずる決定を行った。すなわち、①会社法が株主名簿閲覧・謄写請求権を付与している趣旨は、株主の権利の確保または行使を保障するとともに、株主による株主名簿閲覧・謄写請求権の行使を通じて株式会社の機関を監視し、株式会社の利益を保護することを目的とすることにあるとしたうえで、②会社法一二五条三項三号の解釈につき、請求者が当該「会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき」には、株主（請求者）がその権利の確保または行使に関する調査目的で請求を行ったことを証明しない限り（このことが証明されれば、同項二号および二号のいずれにも該当しないと評価することができる）、会社は同条二項の請求を拒むことができるとしたものであり、会社が当該請求を拒絶できる場合に該当することを証明すべき責任を転換す

る規定であると判示した。

要するに、会社法一二五三条三項三号は同一号・二号の特則であり、また、株主名簿の閲覧・謄写請求者が競業者であるからといって直ちにその権利が否定されるものでなく、同号は請求者に立証責任を転換する規定であるとしたものである。

4 裁判例の検討

(一) テーオーシー・日本ハウズイング両事件の評価

前掲・テーオーシー事件に引き続き、日本ハウズイング事件原決定においても、会社法四三三条二項三号と同様に、同法一二五三条三項三号の文理を形式的に適用し、競業者による株主名簿の閲覧・謄写請求を拒絶した会社側の判断を承認した。しかし、実務上、株主名簿の閲覧・謄写請求権の行使が委任状勧誘の前提行為であり、その重要性を認識するならば、これら二件の東京地裁の決定には賛成できない。

同一法令中の同一文理は、特段の事情がない限り、同一に解釈すべきことが法解釈の原則である。しかしながら、前述のとおり、会計帳簿等（会社法四三三条）と株主名簿（同法一二五三条）では、企業の機密という観点からしても、そこに含まれる情報の質・量ともに異なるのであって、競業者の利用による会社損害発生の可能性には大きな差があるといわざるを得ない（前記四二）。したがって、会社法四三三条二項三号と会社法一二五三条三項三号に関しては、これらを同一に解釈することの合理性は低いものと考えべきである。

この点、前掲・日本ハウズイング事件抗告決定によれば、株主名簿の閲覧・謄写請求者が会社法一二五三条三項三号に該当する競業者である場合、請求者の側で、その権利の確保または行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明すれば、会社は当該請求を拒絶できないこととなる。このように、競業者による株主名簿の閲覧・

謄写請求に際し、会計帳簿等の場合とは解釈を異にして、会社法一二五条三項三号の文理の形式的適用を制限し、安易に拒絶事由を肯定しなかった判断に対しては、一定の評価ができるものと考ええる。

(二) 会社法一二五条三項三号の解釈（私見）

ただし、この東京高裁の決定が、請求者（株主等）の側に「その権利の確保または行使に関する調査の目的で請求を行ったこと」の立証責任を負担せしめた点については、さらなる検討が必要であろう。なぜならば、請求者に立証責任を負わせることによって、株主名簿の閲覧・謄写請求権の権利性を希釈化してしまう懸念もあるからである。⁽²⁸⁾

思うに、この点に関しては、立証責任の転換という手法よりも、むしろ端的に会社法一二五条三項三号所定の拒絶事由そのものを限定的に解釈すべきではあるまいか。すなわち、会社の側が、①「会社の業務と実質的に競争関係にある」事実を証明するとともに、②請求者が取得情報を利用して会社の競争上の利益を害する具体的危険性があることも立証しなければ、株主名簿の閲覧・謄写請求を拒絶できないと考えるべきであろう。

会社法では、株主等の請求者に対し、請求理由の明示を義務づけており（会社法一二五条二項後段）、会社の側としても、その理由を手がかりに前記①②の有無を調査すればよいのであるから、かかる解釈が両者の権衡を失するとは思われない。

なお、前記②の証明にあたり、会社側としては、請求者である株主が取得情報を利用して競争を行うという主観的意図までを立証する必要はないものと解する。なぜならば、文理上も、請求者の主観的意図は要件とされていないし、そもそも請求者の主観面を証明することは一般的に難しく、それまで負担させるのは会社に酷だからである。仮に請求者の主観的意図が証明できる場合は、「請求者が会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき」に該当するから、会社法一二五条三項二号によって拒絶することになる。

(28) 鳥山恭一〔判解〕法学セミナー六四一号二二頁。

六 実務上の留意点

1 立証責任の具体的内容と程度

東京高裁の日本ハウズینگ事件抗告決定は、会社法一二五条三項三号の立証責任を株主等の請求者に転換したものであり、今後の実務に与える影響も大きいと考えられる。そこで、かかる取扱いが定着した場合を想定したうえで、実務上の留意点を付記しておきたい。

会社法一二五条三項三号の立証責任が請求者に転換されたとした場合、請求者が何をどのように証明すれば、「その権利の確保または行使に関する調査の目的で請求を行ったこと」の立証責任を果たしたことになるのかは、実務的に難しい問題である。この点について、日本ハウズینگ事件抗告決定は、特段の基準を明示していない。株主名簿の閲覧・謄写が請求された場合、会社の側は、これが正当な目的によるものか否かを判断する必要があるから、請求者としても、会社が不当な目的に基づくものでないことを判断できる程度に請求理由を具体的に記載しなければならない（会社法一二五条二項後段）。したがって、たとえば、「株主提案権を行使するための事前調査として」、「第〇回定時株主総会における〇〇議案について委任状勧誘を行うための準備として」という程度の具体性をもって請求理由が明示されている場合には（前記三三参照⁽²⁹⁾）、かかる理由と矛盾するような客観的状況が認められない限り、通常、請求者の立証責任は果たされたものと解すべきであろう⁽³⁰⁾。

なお、東京高裁の日本ハウズینگ事件抗告決定は、株主名簿の閲覧・謄写請求に関するものであるが、株主

名簿と会計帳簿等との差異にかんがみれば（前記四二⁽³¹⁾）、会計帳簿等の閲覧・謄写請求権の拒絶事由に関する解釈や裁判例には影響を及ぼさないと考えられる。

2 個人情報保護およびプライバシーとの関係

株主名簿の閲覧については、株主の個人情報ないしプライバシーの保護との関係を一応検討しておく必要がある。

個人情報保護法との関連では、同法二三条に定める第三者提供の制限が問題となるが、会社法一二五条二項所定の手続に従う限り、「法令に基づく場合」に該当するから、株主本人の事前同意がなくても、請求者に対する第三者提供は許される（個人情報保護法二三条一項一号）。

ただし、プライバシー保護の観点については、個人情報保護法とは別に考察しなければならない。個人情報とプライバシーとは、その内容・範囲が必ずしも一致するものではないし、また、その法的効果も異なっているからである⁽³²⁾。最近の個人情報保護に対する過剰反応現象も、こうした個人情報とプライバシーの混同が一因となっている⁽³³⁾。プライバシーにかかる情報として法的保護の対象となるのは、単なる個人情報ではなく、自己が欲しないで他者にはみだりにこれを開示されたくない⁽³⁴⁾と考えることが自然な情報である点に留意しなければならない。

この点、会社法一二五条三項の拒絶事由を法定した趣旨の一つとして、立法担当者は、プライバシー保護の観点を挙げている（前記四二⁽³⁵⁾）。しかし、通常一般の株主にとって、株主名簿に記載された情報を他の株主に開示されたくない⁽³⁶⁾と考えることが、果たして自然であるかどうかは疑問である。なぜなら、そもそも株主名簿の記載事項は、株主を識別するための単純情報であるし、仮にその氏名・住所の取扱いについて注意を払うべきだとしても（会社法一二一条一号、個人情報保護法二条一項参照）、こうした利益の保護は、会社法一二五条三項二号・三

号・四号・五号の適用によって図られると考えられるからである。

したがって、プライバシー保護を会社法一二五条三項三号の趣旨とする立法担当者への考えには賛成できない。

(29) ただし、競業者の株主が株式公開買付けの準備として株主名簿の閲覧・謄写を請求する場合には、原則として、株主の「権利の確保または行使に関する調査の目的」に該当するとは認めがたいと思う。ちなみに、前掲・テオリーシー事件は、公開買付けの事案であった（前記五一参照）。なお、米国法の解釈では、他の株主に株式購入の意思を伝えるために株主名簿を閲覧することも、正当な目的があるものとして許容される傾向にある。Hamilton・前掲(3) pp. 607.

(30) このように解した場合、結果的には、会社側が①競業の事実と②競争上の不利益の危険性を立証しなければ、請求を拒絶できないとする私見（前記五四(二)）と同様の結論が導かれることとなろう。

(31) 東京高判平成一九年六月二七日金判一二七〇号五二頁、東京地判平成一九年九月二〇日判時一九八五号一四〇頁等。

(32) 菅原貴与志『詳解 個人情報保護法と企業法務（第四版）』（二〇〇八）一九頁。

(33) 菅原・前掲(32)二七八頁。

(34) 最判平成一五年九月一二日民集五七卷八号九七三頁（早稲田大学講演会名簿事件）は、法的保護の対象となるプライバシーの認定について、「自己が欲しないで他者にはみだりにこれを開示されたくないと考ええることは自然」かどうかを判断の基準としている。

(35) 株主名簿記載の氏名・住所等は、特定の個人を識別できる情報であるから、個人情報保護法上の「個人情報」（より正確には「保有個人データ」）に該当することは間違いないが（同法二条一項・五項）、それがすなわち憲法二三条の保障するプライバシー権を意味するわけではない。

七 おわりに

会計帳簿等と株主名簿では、そこに含まれる情報の質・量ともに異なり、競業者の利用による会社損害発生の可能性にも大きな差がある。また、株主名簿の閲覧・謄写を前提になされる委任状勧誘合戦は、実務上、経営の過誤を正そうとする少数派株主の意思を会社経営に反映するための重要な手段である。

かかる諸点にかんがみれば、会社法一二五条三項三号を会計帳簿等の閲覧・謄写請求の拒絶事由と同一の規律としたことには、立法論として疑問を感じざるを得ない。なぜなら、同項の文理を形式的に適用すれば、競業者からの株主名簿の閲覧・謄写の請求に対して、常に会社はこれを拒絶できるかのようにも読めるからである。

この点、東京高決平成二〇年六月一二日は、請求者たる株主の側に立証責任を転換する解釈手法により、妥当な結論を導く途を拓いた。解釈論としては、むしろ会社の側が、会社の業務と実質的に競争関係にある事実を証明するとともに、請求者が取得情報を利用して会社の競争上の利益を害する具体的危険性があることも立証しなければ、株主名簿の閲覧・謄写請求を拒絶できないと考えるべきであろう。

いずれにせよ、今後この東京高決の考え方が定着するとしたならば、各企業においても、これに応じた対策を講じることが有用である。たとえば、定款の授権がある株式取扱規則等に、株主名簿開示の判断基準を定めておくことなどが検討されてもよい。⁽³⁶⁾

以上のとおり、本稿では、理論と実務の両面から、株主名簿の閲覧・謄写請求権について二応の考察を試みた。会社は、その事業活動を通じて、出資者・投資家、顧客・消費者、取引先、その他の会社債権者、従業員、地域社会等とさまざまな利害関係をもつに至る。そして、これら会社を取り巻く多くの利害関係者 (stake holder) にとって、会社に関する重要な情報を知することは、自らの権利・利益を保護するためにも必要である。株主名簿

の閲覧・謄写請求権の意義についても、そうした会社情報の開示の全体像を見据えながら再検討しなければならないと思うが、これは今後の研究課題としたい。

(二〇〇九年八月三一日脱稿)

(36) 株式取扱規則に判断基準を定める場合には、株主がいかなる事実を主張・立証(より具体的には、どのような資料を提出)したときに、「その権利の確保または行使に関する調査」目的で閲覧・謄写を請求したことが証明されたと取り扱うのかを明示しておくことが望ましい。